

ひ 都 計 発 第 5 4 号  
令 和 3 年 9 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

ひたちなか市長 大谷 明



水戸・勝田都市計画準防火地域の変更に伴う図書の送付について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画準防火地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、関係図書を送付いたします。



ひたちなか市告示第250号

水戸・勝田都市計画準防火地域の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和3年9月2日

ひたちなか市長 大谷



- 1 都市計画の種類  
準防火地域
  
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
ひたちなか市阿字ヶ浦町字北浜田及び字渚の各一部
  - (2) 削除する部分  
ひたちなか市阿字ヶ浦町字北浜田の一部
  
- 3 縦覧場所  
ひたちなか市役所都市整備部都市計画課内

水戸・勝田都市計画防火地域及び準防火地域の変更（ひたちなか市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種類	面積	備考
防火地域	約 6.6 ha	
準防火地域	約 123 ha	阿字ヶ浦地区の一部を変更

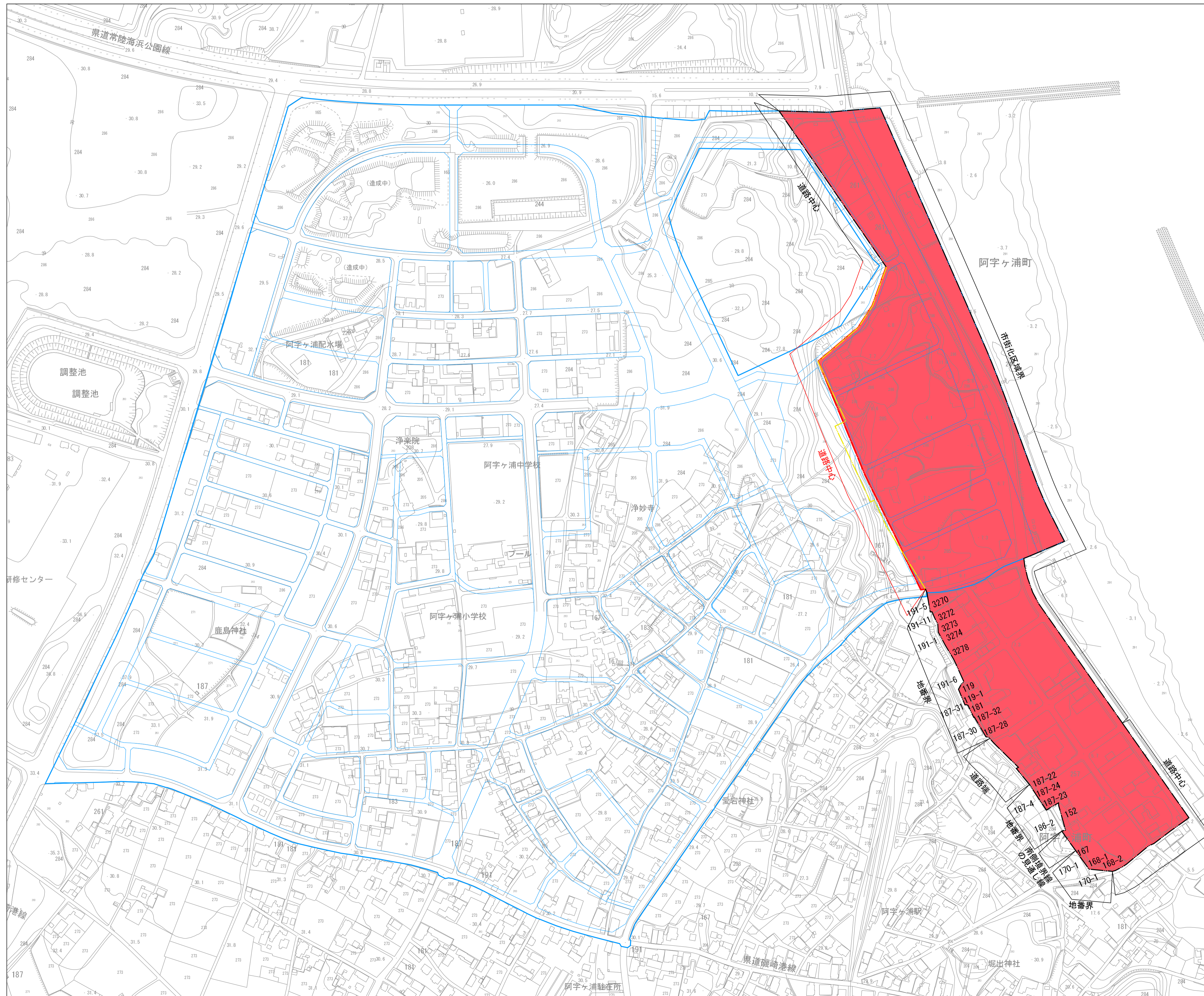
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

阿字ヶ浦土地区画整理事業の見直しにより、地区内の街区構成が変更されたことに伴い、土地利用の整合を図るため用途地域を変更し、また、本地区の準防火地域が用途地域の境界設定と整合を図り指定されていることから、本地区の準防火地域においてもその境界を変更し、もって本地区の都市防災の増進を図るものである。



# 水戸・勝田都市計画 防火地域及び準防火地域の変更 計画図（阿字ヶ浦地区）



凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red;"></span>	準防火地域
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px solid blue;"></span>	土地区画整理事業施行地区界
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px solid lightblue;"></span>	土地区画整理事業計画線
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px dashed red;"></span>	今回新たに準防火地域界となる部分
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px dashed yellow;"></span>	今回新たに準防火地域界から除外される部分
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px solid black;"></span>	今回変更に係らない部分

